港 湾 \mathcal{O} 部 を 正 す る 法 律 案 照 条文

 \bigcirc 港 湾 法 和 + 五. 年 法 律 第 百 -八号)

第第第次

則 湾第 計一 画条 等 |

 \mathcal{O} (第三条) の <u>-</u> | 第三

 \mathcal{O}

章三二一章章章章四三二一章章章 節節節節 則特港港湾発湾湾港港港港務 定湾湾運保工区管務務務務局港 第港運運営全事域理局局局局 四湾営営会航の及者のののの 十運会会社路費びと財組業設 (用臨し務織務立 四第地の第第第へ

第へ港てへへへ 十四区地二十十第 三十一方十四二四 条二第公八条条条

の条三共条一十一十一年第第 一第七体第二十十 第四条(三十三

則八第第第七六五四三第第第第二一一 港開港港港 (第一条) (第二条) (第二条) (第三条) (第三条) 条の十三

節節節 四営社社 条会のの | 社適指 第に正定 六対な等 十す運(四る営第 条政を四条 () 存 () 日本 出す条 資るの等た十 (めー 第の | 四議第 三権十 条の三 の保条 二有の 五限十

府確十 の保主 十決四 十制二 等 第~ 四第 十四 三十 一条の二十二三条の二十

附第第第第第第

5 2 第

に 5二(必こ4条定 壁波路か湾、堤、ら施 げ域 る及 施び 設臨 を港 い地 う区 。 。 内 に お け る 第 뭉 カュ 5 第 十 号 ま

六五四三二一に 荷航臨係外水要の さ行港留郭域な法へへ ば補交施施施第律略略 き助通設設設十で 設設設岸防航号港 定路路係、泊第設 式標 `船防地十二 荷識駐浮砂及四と 役並車標堤び号は 機び場、、船ま、 械に、係防だで港 、船橋船潮まに湾 軌舶梁く堤り掲区 道の(りょ、導 役た鉄浮水 機め道桟門械の、橋、 `信軌 `閘 き 、河及門 地照及び 及明び船護 び施へ揚岸 上設リ場 堤 防、

突

堤

及

てド

胸 壁

信

施

設

で

に

掲

げ る 施

設 並

び に 港

湾 \mathcal{O} 利

用 又 は 管 理

施施施 屋及ポ びー 港ト 務 涌

第 兀

+

の二十

兀

務倉旅 用庫客 施、乗 設野降 積 用 船場固 舶、定 の貯施 た木設 の『手 給貯荷 水炭物 施場取 設 `扱 、危所、 油物待 施置合 設場所 及及及 びびび 給貯宿 炭油泊 施施所

め場 給険 設 設 第 + 掲 げ る 施 を 理 施 並 75 に

5 十 十十十十十九 九九 八八七 10四並三二一の の理の 船の び 二巻三の二港舶二保旅 △港に港移港 湾 た 湾保 略湾廃湾動湾港厚港め廃公管船施施 管棄役式施湾生湾の棄害施舶設設 理物務施設管施環施物防設役 用の提設用理設境設処止 移処供 地施 整 理施 設船備第施設 設用動式各港乗設三 汚 に施荷号湾組 号廃濁 清供設役の管員海に棄水 掃す 機施理及浜掲物の 船る船械設事び、げ埋浄 、船舶及の務港緑る立化 通舶のび敷所湾地施護の 船及離移地、に、設岸た そび着動 港お広を、め 湾け場除廃の く棄導 。物水)受施 入設 施 、害 廃防 棄止 物用 焼緩 却衝 施地 設帯 、そ 廃の 棄他 物の 破港 砕 湾 施に 設 お 、 け 廃る 油公 処 害 理の 施防 設止 その のた 他め \mathcal{O} 廃施 棄設 物 \mathcal{O} 処

 \mathcal{O}

施の移動前 舶施十設 管る、 理労植 用働栽 資者 ` 材の休 倉休憩 庫泊所 そ所そ の、の 他診他 の療の 港所港 湾そ湾 ののの 管他環 理の境 の福の た利整 め厚備 の生の 施施た 設設め 第 +兀 号 に げ る を

動理用移 の車岸式 他両を旅 補客 助乗 す降 る用 た施 め設 \mathcal{O} 船 舶 舶 \mathcal{O} た \Diamond \mathcal{O} 給 水 給 油 及 び 給 炭 \mathcal{O} 用 に 供 す る 船 舶 及 び 車 両

 \mathcal{O} 港 湾 \mathcal{O} 管 理 \mathcal{O} た 8 \mathcal{O} 移 動 施 設

す一、気 事条程 務のご にニ 関 し港 、務 規局 程は を、 定法 め令 る又 こは とが該 で港 き務 る局 。を 組 織 す る 地 方 公 共 寸 体 \mathcal{O} 条 例 若 L < は 規 則 違 反 L な 限 り に お 11 て、 そ \mathcal{O}

。法て域 律、港内 第左湾の 五の区工 十各域事 七号内等 号のにの一お許 第にい可 条げ又 第るは 一行港 項為湾 のを区 規し域 定よに にう隣 よと接 るすす 免るる 許者地 をは域 受、で け港あ た湾つ 者管て が理港 免者湾 許の管 に許理 係可者 るをが 水受指 域け定 になす つける いれ区 てばなん れら以 らな下 のいっ 行。港 為但湾 をし隣 す、接 る公地 場有域 合水」は面と 、埋い こ立う の法。 限(

 \mathcal{O} X 域 を 含 む 以 下 同 じ 又 は 公 共 空 地 \mathcal{O} 占

てま公 四三二一り大内三 はた示港 で正に十港 、はた示港 略な、さ湾前水港港な十お七湾 ら政れ管各域湾湾い年い条区 な令た理号施区区 いで港者に設域域。定湾は掲、内内 め計、げ外のの る画前る郭水水 場の項も施域域 合遂のの設又へ を行行を、は政 除を為除係公令 き著がき留共で、施空定 港く港港設地め 湾阻湾湾、にる 管害のの運おそ 理し利開河けの 者、用発、る上ののと若、用土空 管のし利水砂及 理他く用きのび す港は又よ採水 る湾保は又取底 水の全保は 域開に全排 施発著に水 設発し著き に展くしよ . つ に 支 で を 支 ま 健 支 ま 建 てしを障設 前く与を又 項支え与は 第障 ` え改 一を又る良 号与はおへ のえ第そ第 水る三れ一 域も条の号 のののあの 占で三る占 用あ第政用 又る九令を はと項で伴 同き若定う 項はしめも `くるの 四許は行を 号可第為除 のを十 行し項 為ての のは規 許な定 可らに · ず、 し し

- の号 6 限の港 り許湾 で可管 略なを理 シラ子というできます。 たれる か例 ら又 占は 用第 料十又二 は条 土の砂二 採の 取規 料程 . を 徴定 収め 収することがでいるところによ でよ きる。港り、港 但湾 し区 `域 前内 項の に水 規域 定又 すは る公 者共 の空 協地 議に に係 係る る第も一 の項 に第 クー い号 て又 第
- 5

第 ば 定(三(前な港しこ十禁 項ら湾たれ七止 のな管区ら条行 指い理域のの為 定。者にう三 の廃項)湾も、 廃止の内施 止す規に設港 はる定おの湾 とにい利区 公同域だ置湾 示様又りそ隣 にとはにの接よす物、他地 つる件船の域、 指そ況臨 定のに港 を他よ地 でするときるときるときまするときまり、港湾地区又は第 は港の二、湾開条 湾開条 国管発第 土変通光、項のの 省指又規 令定は定 でし保に で定めるところにしたものを捨て、保全上特に必要がにより国土交通も て要通、が大 よ又あ臣 りはるの 放と認 そ置認定 のしめし ててた をは港港 公なら管施 しな理設 ない者の 。が区 指域

2 に 旨 け れ

3 そ \mathcal{O} 効 力 を生

湾

るるが五へ に前た場政十特 の政政関項め合令五定 、にで条用 略傍ででる特そお定の途 に定定計定のいめ七港 立めめ画用貸てる地るるが涂付、基 基国施 す用用定港金そ準は設 る途途め湾額のに もににら施の貸適国建 の供供れ設範付合際設 及すすたは囲けす戦等 湾るの対点付 施金規し港け 設額定 `湾 でをに特又、無よ定は 第利る用重 三子ほ途要 条でか港港 の当第三流の三該五施の 第港項設港 九湾のの湾 項管政建管 の理令設理 規者で又者 定に定はが に貸め改港 よしる良湾 り付基に管 公け準要理 示るにす者 さこ適る男外 たがし用の でてに者 計るるて 玉 と音楽 は、を な、そので、 貸子国 付で土 金貸交 にし通 充付大 てけ臣

良 港 湾 画 に お 1 7 そ \mathcal{O} 建 又 は 改

○近令令すの 地るるが途付 す又及るはび 政保こ 令管れ で施に 定設附 とめる道路 (保管施) そ設令のにで 他あ定 のってる 湾は荷 さ 施 設国ば 際き 戦施 略設 港そ 湾の に他 おの け港 る湾 も施 の設 に 限 る。 で

(

第 いは 五. て保十、全六 全六 十み上条 七だ特の 条りに二 へ の に 必 三 、 要何 三 、要何 第船が人 二舶あも 項そる 及のと前 び他認条 第のめ第 三物て一 項件都項 ので道の規都府規 定道県定 は府知に、県事よ 前知がり 項事指公 のが定告 規指しさ 定定たれ にし区て よた域い かり の開水 道を発域 府捨保(県て全港湾 事又路の がは及施 区放び設 域置緊の 又し急利 はて確用 物は保、 件な航配 をら路置 指なのそ 定い区の 。域他 をの 除状 く況 に ょ 限 る港。亦 √ 15 内利 に用 お又

し、 又 は 廃 止 す る 場 合 用 す

い計五~ 方算十財 式書六務 で並条諸 作びの表 らに二等 れ事のの る業十備記報 付 録告登け で書録及 あつて、であつて、で、 電成は 子に、 計代毎 算機に記れて電子 よ磁度 る的経 情記過 報録後 処(三 理電月 の子以 用的内 に方に 供さ、 れ磁の る気事 も的業 の方年 を式度 いう。他人の財産 以人目 下の録 こ知 の覚貸 条に借 によ対 おつ照 いて表 ては及 同認び 同じ。) の作4 認識することが 5損益計算書7 成が又 がでは されな支

あ

0

て

埠

にて √提い 略出る す場 ッるととも 物合におけ る 五該 年電 間磁 事的 務記 所録 にを 備含 えむ て 置次 か項 な及 けび れ第 ば六 な十 ら四 な条 い第 項 に お て 財 務 諸 لح う。 を 作 成 玉 土 通 大 臣

ニー・ンと行事事五(・ハロイーそ又為そに十監 次のは若のあ六督 第第第の効原し他つ条処 (略、三五四規力状くのての分)略十十十定をのは行は四 七六三に停回工為同 条こり作管臣件と生物理、 をがじ若者都 変でたしに道 は号生そ同又 新又ずの号は たはべ他ハ港 な第きのに湾 条三障物揭管 件号害件げ理 をにをへる者 付該除以規は す当去下定 、 がにし物しに かできる。 に対し、第一号に掲げしくは予防するため必物等」という。)の改した者)又は第二号共した者)の改せる。 げ必改若交 る要築し通 規な く大 定施移は臣 に設転第に よの若三あ つ設し号つ 置くにて て 与そは該は えの撤当同 た他去す号 た他ム/ 許の、るイ 一世十者、 可措工者 を置事に都 取をそ対道 りとのし、月 この工知

五. + 五. 条 0 三 \mathcal{O} 兀 第 項 若 L < は 項

はは項 第第若 三五し ++< -七六 条 条 第 ののニ 三項第第又 ーーは 項項第

2

4 2 第

· 六 次 3 十 罰 条条い の第ず三一れ 第項か 一つでに 項第該 、四当 第十す 四三る 十条者 三のは、 の第一八二年 第項以 一 , 上 項第の `五懲 第十役 五五又 十条は 五の五条三十 のの万 三四円 の第以 四二下 第項の 一又罰 項は金 又第に は五処 第十す 五六る

5 = 所十十号略 ・ 七七の 十条 六第 条一 の項 $\equiv \emptyset$ 第規 一定 項に の違 規反 定し にた 違者 反 L た

10

。 第六十二 四三 項条 第法 六人 項の 又代 は表 第者 八又 項は の法 違人 逆反行為・八若しく! をは し人 たの と代き理 は人、 行使 為用 者人 をそ 罰の す他るの ほ従 か業 そが Ø ` 法そ 人の 又法 は人 人又には 対人 しの て業 も務 に 各関 本し 項 の第 罰六 金十 刑 を条 す る項

26 1 のよ 5 法る附25 律指則 の定第へ 規定 (第1) (略) (略) 四特規 十例定 三港に 条湾よ の運る 二営指 一十一第一門 項項た たの特 だ規例 し定港 書に湾 はよる指する指す に定社 に係る部にについ 分 た て 法 は 限 湾 る運同。営項) 会社・ 第と定四、に -十特よ 三定る 条埠指 の頭定 二群を 十を第 二埠四 第頭十 一群 項と条 へその 政れ十 府ぞ一 にれ第 係み一 るな項 部しの 分て規 に、定

限こに

(項る 一並 第び 一に 項第 六 と十あ四 る条 の第 は一 、項 「第附三 則号 第及 二び 十第 -項」とする。 界四号を除く。 ₹. を 適 用 す る。 0 場 合 お 11 て、 第 四十三条

27

31 一を政おた扱 年適府けめ量長特30中 用にる特そ距定 とす係港にの離のへ 附章(定るの会則第第め事用社 第三四る情にに 二節十もを供関十並三の勘さす 三び条に案れる 項にのつしる特 及第二い、国例び六十て民土 第二十条 七第項分力令 項一たのので 並項だ間活定 び第し、用め に三書当にる 前号へ該よ規 項及政国り模 中び府際そ以 「第に拠の上 四係点運の 兀 年号る港営埠 を部湾の頭 とある を国際に を国際に を表する Ů る戦をる。略回回 0) は及 略図国 び 港る際 、湾 五特 こ拠 年例第とと点 港四みが港 湾十な国湾 運三し際で 二に十際の、十関二戦強コ 四す第略化ン 項る一港をテ 中規項湾図ナ 「定へにる取

 \bigcirc 電 気 事 業 者 に ょ る 再 生 可 能 工 ネ ル ギ 電 気 \mathcal{O} 調 達 に 関 す る 特 別 措 置 法 伞 成二十三 年 法 律 第 百 抄

義

3 条 定

2

光律略略に お て 再 生 可 能 工 ネ ル ギ] 源 لح は 次に 掲 げ る エ ネ ル ギ] 源 を

う。

各びイ熱力力陽法 *、製す 、エネ \equiv す 石 油 ガ ス 可 燃 性 天 然 ガ

うス ち前及バ地水風太の 電号石才 気に炭マ の掲並ス エげびつ ネるに動ルもこ植 ギのれ物 一のらに 源ほか由 とから来 L て原造る 永油さ有 続、れ機的石る物 に油製で 利ガ品あ 用スをって 可燃性で と性が天をギ ができると認って然ガス及びていう。第六をいう。第六を め石条利 ら炭第用 れ並 るび項る もに及このこびと として政いました。 令製おも で定めれる。 るるじ油 も製の品 以 外 0 工 ネ ル ギ 1 源 \mathcal{O}

 \bigcirc 公 有 水 面 埋 寸. 法 大 正 + 年 法 律 第五 + 七 号) 沙抄

3 区条 域 、内 埋 略二立 於 | 対 ラ ハサ 当ム 該ト 指ス 定ル 都者 市ハ ノ都 長道 以府 下県 同知 ジ事 (ノ地 免方 許自 ヲ 治 受 法 クヘシュ(昭和二) 年 法 律 第 六 号) 第 百 五. + _ 条 0 九 第 項 指 定 都 市

2